

平成 30 年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた  
合理的配慮研究事業 成果報告書（Ⅰ）

実施機関名（ 福井県教育委員会 ）

## 1. 問題意識・提案背景

(1) 当県の個別の指導計画等の作成に関する現状 — 発達障害等の調査より —

特殊教育から特別支援教育になって 10 年余りが経過した。次期学習指導要領では小・中学校の特別支援学級、通級による指導の対象児童生徒の個別の指導計画等の作成が義務付けられ、個別の指導計画等による指導の充実が求められている。

当県では、「通常学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成 24 年 12 月文部科学省）に基づいた全県調査を平成 25 年度から行っている。平成 29 年度は、通常の学級に在籍する小・中学校の児童生徒の 6.2%がチェックリストに該当するという結果であった。この内、医療機関の診断があるのは約 3 分の 1 の児童生徒である。同調査では、6.2%の児童生徒のうち個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成をしているのは 42.8%で、平成 28 年度の調査と比較すると約 7 ポイント上昇しており、特に中学校 3 年生の作成率の上昇傾向がみられた。これは、対象児童生徒の特性に応じて必要な支援等を行うことや、各発達段階で行っている支援を次の学年や学校に引き継ぐことについて、その重要性の認識が少しずつ高まってきていることによると考えられる。また、高等学校入試における配慮申請の資料の一つとして個別の指導計画等が活用されることも、作成が進んだ要因の 1 つと考えられる。しかし、発達障害等支援や配慮が必要な児童生徒については、引継ぎ前の一時的な対応ではなく、早期からの取組や継続した支援が不可欠である。調査の結果から、学校が児童生徒の気がかりな状況に気づいており、加えて保護者の同意を得ておきながらも作成に至っていないケースや、保護者の同意が未確認であるケースが多いことが伺えた。このことから、個別の指導計画等に対する学校の意識改革や保護者の理解の必要性を強く感じている。

保護者同意による個別の指導計画等の作成は、合理的配慮の提供への第一歩だと考える。本生徒や保護者の思いや希望を大切にしながら、適切な支援や必要な配慮ができるよう、その内容や方法を考えていきたい。

(2) これまでの研究の成果と課題より

当県では、これまで以下の事業をとおして、発達障害の可能性のある児童生徒への支援を推進し、実践研究を行ってきた。

- ①平成 24～25 年度 「早期からの教育相談・支援体制構築事業」  
「特別支援教育体制整備の推進事業」
- ②平成 26～27 年度 「早期からの教育相談・支援体制構築事業」
- ③平成 28～29 年度 「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業（系統性のある支援研究事業）」  
「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業（通級による指導担当教員等専門性充実事業）」
- ④平成 29 年度 「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業（発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業）」

これらの事業では、発達障害等の支援を必要とする児童生徒の学習面や行動面、対人面に関する事例を収集し、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備や外部機

関との連携の在り方、異なる校種間での移行支援や連携体制の整備、通常学級での児童生徒のつまずきに着目したユニバーサルデザインの授業づくりや指導方法の構築、通級指導担当者の専門性向上などを図ってきた。また、「特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援事例集」や、「移行支援ガイドライン」、「授業のユニバーサルデザイン化 ～特別支援教育の視点からの授業づくり～」、「通常学級の担任のための通級による指導サポートブック」等を作成し、対象となる校種の学校へ配布している。さらに、通級による指導の実践の蓄積も行い、通常学級の児童生徒への合理的配慮の参考になるように環境を整えている。

平成 29 年度の「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業（系統性のある支援研究事業）」では、特別支援教育に関わりの深かった小・中学校や特別支援学校の退職校長を教育支援専門員として配置し、各小・中学校に派遣した。学校訪問時に、専門員と管理職が懇談をすることで、発達障害児等への必要な支援や配慮について管理職の理解を得られ、校内の特別支援教育を推進することができた。教育支援専門員の活動は学校支援において大変有効であったので、今後も継続して配置し、多方面から特別支援教育の推進を図りたい。このように、これらの事業を通して特別支援教育の環境は整いつつある。一方で、特別支援教育の推進や個に応じた支援の柱となる個別の指導計画等の作成では、作成そのものが目的になっており、十分な活用までは至っていないことが現状である。個別の指導計画等を作成する意義について、学校全体での理解と「できない児童生徒への支援」から「児童生徒ができるための支援」への意識改革が必要であると感じている。このことを達成させるためには、個別の指導計画等に基づいた支援や合理的配慮の好事例を蓄積し、学校現場がその有用性を実感することが必要である。そして、対象となる児童生徒の実態に応じた支援や合理的配慮について、学校現場の意識改革を図りたい。

管理職の理解とリーダーシップは、特別支援教育の推進において不可欠である。よって、管理職の特別支援教育に関する理解啓発を促進し、個別の指導計画等の活用および合理的配慮の提供についてリーダーシップを発揮してもらえよう、管理職や学校への有効な働きかけの方法を探っていきたい。

### (3) 関係機関等との連携より

当県では、以前より特別支援教育センターや嶺南教育事務所の特別支援教育担当の指導主事が学校を巡回し、教育相談やケース会議での指導・助言等を行っている。特別支援教育センター等の相談には、通常学級内での合理的配慮や校内での連携、就学・進学等に関する相談が増えてきている。支援や配慮が必要な児童生徒一人一人のニーズに応じた合理的配慮の提供を行うために、今後これらの関係機関と学校との連携をどのように活かしていくか考えたい。また、前述の発達障害等の調査結果や教育支援専門員の成果と課題をどのように活かし、支援に関わる者がどのように連携して動くのかということについて、研究を進めていきたい。

## 2. 目的・目標

### (1) 教職員の資質向上を図るとともに校内支援体制を整備する

発達障害等のある児童生徒が自己の能力を最大限に発揮するためには、適切な実態把握、そこから考えられる合理的配慮の検討が必要であり、それらのために関わる教職員の特別支援教育に関する理解や資質の向上が求められる。また、合理的配慮が適切に提供される校内支援体制の整備も重要である。

実態把握では、発達障害等の調査を継続して行い、調査の過程を通して、対象児童生徒についての学習面、行動面、対人関係やこだわり等についての気付きな状況を、学級担任をはじめ

めとする対象児童生徒に関わる教職員で改めて確認する。また、全ての小・中・高等学校で継続的に行うことによって、県全体の特別支援教育の現状や傾向、課題等を把握し、改善に必要な取組等を考えていく。

合理的配慮の検討や提供には、実態把握に基づいた個別の指導計画等の作成が必要である。そのためには作成の意義や有効性などについて、教職員が適切に理解することが大切であり、研修やこれまでの刊行物等の活用により資質の向上を図っていききたい。また、管理職は対象児童生徒が必要な支援や合理的配慮を受けられることができるよう、リーダーシップを発揮しながら校内の特別支援教育の推進を図るとともに校内支援体制を整備しなければならず、そのための教育支援専門員による学校を支援する仕組みも整えたい。児童生徒がよりよく学校生活を送ることができるよう、保護者の同意の下、支援や合理的配慮について明記された個別の指導計画等を作成、実践し、そして定期的に評価・見直しをするなどして、個別の指導計画等の活用を図っていく。さらに、これらを確実に次の学年や学校に引き継ぐ仕組みを確立したい。

#### (2) 医療・福祉等の専門機関や関係機関と連携し、合理的配慮の内容等について探究する

発達障害等の可能性のある児童生徒の中には、医療や福祉機関との関わりがある者も多い。また、特別支援学校のセンター的機能を活用し、教育相談を受けている児童生徒もいる。さらに、特別支援教育センターや嶺南教育事務所等の関係機関への相談も多い。このように、児童生徒を取り巻く環境は様々であり、各学校においては学校や本人の実情に応じた支援体制の構築が必要である。これらの環境の下、支援や合理的配慮の内容等について検討する支援会議等では、対象児童生徒に関わりのある者同士が、本人の目標や支援・合理的配慮の内容について適切に共通理解するとともに、それぞれの立場から意見を交わし、連携して取り組むことが重要である。本事業では、各専門機関や関係機関との連携やそのための効果的な個別の指導計画等の活用方法について研究を進めていく。

### 3. 主な成果

#### (1) 個別の指導計画等の作成・活用の推進と校内支援体制の整備

教育支援専門員が各学校を巡回し、管理職と懇談することを通して、教職員の特別支援教育に関する理解啓発や校内支援体制の構築等の重要性を伝え、特別支援教育を推進することができた。また、個別の指導計画等の作成と活用、特に合理的配慮の検討に関する一連の流れについても確認し、県内で共通理解することができた。一方で、管理職の話から学校現場の課題や疑問などを知ることができ、県として研修等で取り組上げたり回答したりすることができた。

個別の指導計画の作成率等についても、教育支援専門員の助言等が活かされて年々向上している。平成30年度の「発達障害等支援や配慮を必要とする児童生徒調査」の全県調査では、通常の学級に在籍する小・中学校の児童生徒の約7.1%がチェックリストに該当するという結果であった。そのうち個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成をしているのは48.6%で、平成29年度の調査と比較すると約6ポイント上昇していた。しかし、本調査は5月1日現在の回答で教育支援専門員の学校巡回前であったため、平成30年度内の作成状況が的確に把握できなかった。そこで、3月末に追調査をしたところ、約55.5%に作成率が上昇していることが分かった。特に、平成30年度に教育支援専門員の学校巡回を受けた市町の上昇率が大きく、全ての市町において作成率が上がり、約25ポイントも上がった市も見られた。また、平成29年度に学校訪問を受けた市町についても、継続して作成率が上がっており、教育支援専門員の訪問によって校内支援体制が整備されるとともに教職員の意識改革がなされ、変化が一時的なものではなかったと考えることができる。

各拠点校での実践も進んでおり、各校で個別の指導計画との作成・活用、そして合理的配慮の検討と提供、評価等を行った。教育支援専門員も、学校訪問の機会を活かし、授業参観や助言等や研究に関わっていた。研究を通して、個別の指導計画等の活用と合理的配慮提供の方向性や課題等を探った。

#### (2) 特別支援教育コーディネーターの連絡協議会等の開催やその情報の共有

県内を6地区に分け、地区ごとに特別支援教育コーディネーターの連絡協議会や研修会を開催した。連絡協議会等では、各校の特別支援教育コーディネーターとともに、特別支援教育センターや嶺南教育事務所等の関係機関も参加することにより、様々な立場から意見交換や情報交換を行うことができた。そして、特別支援教育コーディネーターがその連絡協議会等で得たことを校内へ伝達することによって、各地区の現状と課題を捉え、校内の特別支援教育の推進を図ることができた。

これらの取組は、合理的配慮事業運営協議会や市町教育委員会の指導主事等で構成される専門家チーム連絡会においても報告し合った。協議会等では、各市町の特別支援教育に関する課題やその対応策について情報交換するとともに、本事業の取組の一つとして、各地区で合理的配慮を推進し、拠点校を中心に事例研究を行うことを確認するなど、県と市町の連携強化を図ることができた。また、拠点校での研究が進んでからは、その取組や効果的だった合理的配慮の事例を紹介し、共通理解を図った。合理的配慮について、取組が進んでいない市町もあり、実際の事例を紹介したことは、児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方を考える上で大変参考となった。

#### (3) 医療・福祉等の専門機関や関係機関との連携

県の関係機関である特別支援教育センターや嶺南教育事務所特別支援教育課の指導主事による教育相談では、通常学級内での合理的配慮や校内での連携、就学・進学等に関して、各校と連携することができた。また、校内支援委員会等へ参加する機会も多く、支援や合理的配慮についての専門的な意見や助言は、児童生徒への合理的配慮の内容の検討や支援体制の整備に大変有効であった。さらに、校内研修においても特別支援教育センター等の関係機関が関わることが多く、特別支援教育や合理的配慮への理解推進を図ることができた。

## 4. 拠点校における取組概要

### ① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究

#### (ア) 感覚面（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚など）において過敏性や鈍感性がみられる児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

対象児童は、特別支援学級（自閉症・情緒障害）に在籍する自閉症スペクトラムの4年生児童である。

保護者や児童に関わりのある教職員が連携して、関係機関や教育支援専門員からの指導・助言を活かしながら、個別の指導計画等を作成し、共通理解して支援や合理的配慮を行った。また、支援会議での活用を進め、実態把握→計画→実践→評価・見直しのPDCAサイクルを学期ごとに行った。

#### ①実態把握

本児の実態を客観的に把握するため、当県で作成した「子育てファイルふくいっ子」のチェック項目を活用し、対象児童にかかわる教職員や保護者でチェックを行うとともに、

ビネー検査等の発達検査の結果をもとに、対象児童のつまずきについて整理した。また、対象児童の観察を特別支援学級担任や交流学級担任、特別支援教育コーディネーター、校内の研究部会で行い、校内支援委員会で児童の実態把握を図った。

実態把握から、本児は様々な刺激に敏感で、気になることや気に入ったことに固執し、活動が滞ることがあることが窺えた。特に、小さな音でも敏感に反応し、突然離室や離席して、音の鳴る方へ向かってしまう傾向があった。また、大きな集団の中では自発的な会話ができず、やりたいことがあっても言い出せなかったり、反対に困ったことがあっても助けを求められなかったりして、無言のまま突然行動してしまう傾向が見られた。

#### ②計画：合理的配慮の検討

特別支援学級担任や交流学級担任、特別支援教育コーディネーター、校内の研究部会等で構成する校内支援委員会を学期ごとに開いた。その中で、実態把握した内容を共通理解し、1年間を見据えた長期目標、学期ごとの短期目標を立てた。この長期目標や短期目標は、通知表の項目とも連動させ、児童本人や保護者と共通認識した上で取り組んでいくことができるようにした。また、校内支援委員会では、それらの目標を達成するための手立てとなる支援等を検討し、本児の音への過敏さに対し、静かな環境で学習に集中することができるように教室内の机やいすに緩衝材として古いテニスボールを取り付ける取組を考えた。また、本児の自発的な会話を増やし、少しずつ思いを表現することができるように、少人数の特別支援学級においてコミュニケーションの学習を行うこととした。さらに、特別支援教育支援員も本児のつまずきに応じて支援することとした。

協議された支援や合理的配慮等は個別の指導計画等に明記するとともに、校内の教職員で共通理解する機会を設け、学校全体で支援や合理的配慮を行えるような支援体制を整えた。また、本児が利用している福祉機関にも校内で行う支援や合理的配慮について伝え、情報交換をするなど連携を図った。

#### ③実践

授業や行事などの場面で、個別の指導計画等に基づいて支援や合理的配慮を実践した。緩衝材による机やいすの動作音の減少により、本児は以前より長時間活動に取り組むことができるようになってきた。また、特別支援学級内では、気になることなどがあつたとき、担任の声かけや促しで「見に行きたい」、「やめてほしい」等の気持ちを小さな声で表現できることが少しずつ増えてきた。支援員によるきめ細かな支援により、本児が安心して活動できている様子も伺えた。

これらの本児の様子や変容について、学級担任や特別支援教育コーディネーターが中心となり、行動観察を行い、その様子を記録した。また、教育支援専門員も学校訪問の機会に対象児童を観察し、指導・助言を行った。家庭や福祉機関との連携も強め、学校での児童の様子を時々観察してもらったり情報共有の機会をもったりした。そして、これらの情報を関係教職員間で共有するとともに、それぞれの場でできたことや気づいたことが他の場でも活かされるよう配慮した。

#### ④評価・見直し

校内支援委員会において、行動観察の結果やそれぞれの立場から見た児童の様子について情報交換を行った。また、児童本人や保護者に対しても聞き取りを行い、本児の思いや希望を確認した。そして、それらを基に支援や合理的配慮の内容等が適切であったか評価を行い、今後の支援や合理的配慮の内容等について、継続や変更、終了などの見直しを行った。評価によっ

て、緩衝材を机やいすに取り付けた合理的配慮は、本児が安心して学習するために大変有効であり、今後も継続するとともに、他の児童にとっても有効であると考え、学校全体で取り組んでいくことが意見として出された。しかし、音への過敏さは今回の取組で緩和されたが、本児は他にも感覚に過敏さがあり、現在は触覚に固執している実態も窺えた。また、コミュニケーション力の向上を図るための取組を特別支援学級内だけでなく交流学級でも行えるよう、そのための合理的配慮の内容についても検討していく必要性が挙げられた。

これらの内容は個別の指導計画等に記載し、本児に関わる者で共通理解しながら次の段階につないだ。学校の活動の中で、本児の特性をどのように捉え、本児が持てる力を発揮できるような合理的配慮を行うことが適切なのか、PDCAサイクルを大切に実践を重ねた。

#### (イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

対象生徒は、通常の学級に在籍している中学校3年生の生徒である。学習障害の診断があり、小学校から通級による指導を受けている。

本実践では、保護者や生徒に関わりのある教職員が連携して、個別の指導計画等を作成し、共通理解して支援や合理的配慮を行った。また、支援会議での活用を進め、実態把握→計画→実践→評価・見直しのPDCAサイクルを定期的に回った。なお、全般において、関係機関である特別支援教育センターや教育支援専門員と連携して取り組んだ。

##### ①実態把握

対象生徒は、小学校から通級による指導を受けていた生徒である。そのため、中学校入学時には継続した支援を行うために、保護者の了解を得て、小・中学校の生徒に関わる教職員で個別の指導計画等の引継や情報交換など、移行支援を十分に行った。中学校入学後は、対象生徒の実態を客観的に把握するため、当県で作成した「子育てファイルふくいっ子」のチェック項目を活用し、対象生徒にかかわる教職員や保護者でチェックを行うとともに、WISC等の発達検査の結果をもとに、対象生徒のつまずきについて整理した。また、対象生徒の観察を特別支援教育コーディネーター、通常学級担任、学年主任、通級指導担当者、関係機関等で行い、校内支援委員会で生徒の実態把握をした。

本生徒は、学習面でのつまずきが見られた。特に、英語において英単語の読みや発音が分からなかったり、なかなか英単語が書けなかったりした。また、数学の計算で、列や行を整えて書くことが苦手で、計算の過程で数字や記号等がばらばらになってしまい、途中で分からなくなってしまうことがあった。

##### ②計画：合理的配慮の検討

保護者、特別支援教育コーディネーター、通常学級担任、学年主任、通級指導担当者、関係機関等によるケース会を1～2か月に一度開いた。その中で、実態把握した内容を共通理解し、中学校卒業後や将来を見据えた長期目標、学期ごとの短期目標を立て、そのための手立てとなる支援等を検討した。また、教育支援資料や学習指導要領等に示されている合理的配慮の例を参考に、対象生徒に必要な合理的配慮について協議し、それを提供するために必要な手立てについて検討した。そして、それらをもとに個別の指導計画等を作成し、協議された支援や合理的配慮等について明記した。協議された内容は、校内の教職員で共通理解する機会を設け、学校全体で支援や合理的配慮を行えるような校内支援体制の整備を図った。

本生徒の学習上のつまずきに応じた合理的配慮では、生徒から求められた英語の参考書の授業における使用を許可することとした。その参考書は、教科書に合わせて英単語の読みや授業のポイント等が書かれており、本生徒の学習上のつまずきを補うことが考えられた。また、使用にあたっては、前もって担任や教科担任から他の生徒への理解を促した。英単語の読みや書き取り等への支援については、通級による指導時にタブレット端末に取り入れた音声教材の活用を図ることとした。また、数学の計算については、ノートの罫線を意識して計算を進めることができるよう、問題が書かれたノートをコピーして罫線を濃く示すなどの合理的配慮を行った。また、教科担任や支援員が罫線に沿って数字等を書くよう声かけをすることで、空間を捉えながら字形や列を整えて計算を書くことができるよう支援した。

### ③実践

授業や行事などの場面で、個別の指導計画等に基づいた支援や合理的配慮を実践した。そして、通常学級担任や特別支援教育コーディネーター、通級指導担当者が中心となり、行動観察を行い、その様子を記録した。また、教育支援専門員も学校訪問の機会に対象生徒を観察し、その様子を記録した。さらに、関係の教職員間で密に情報交換を行い、それぞれの場でできたことや気づいたことが他の場でも活かされるよう配慮した。家庭との連携も強め、理解を得たり希望を聞いたりして、共通理解しながら実践を行った。

本生徒は、英語の参考書を授業内で使用することで、安心して授業に取り組むことができるようになった。特に、以前は英単語の発音が分からず、迷っている間に授業が進んでしまい、ついていけないときがあったが、発音が明記されている参考書を使用することで、授業のスピードに合わせて学習することが少しずつできてきた。また、タブレット端末の音声教材も、聴覚情報優位の本生徒の特性に合っており、通級による指導時に積極的に学習を進めることができた。また、タブレット端末内のアプリを使って、イラスト等からイメージしながら英語を学習することも大変有効であった。数学の計算における罫線の強調も、式を横に整えて書く上では有効であったが、一方で文字の大きさや縦の揃えを意識するには不十分であった。

### ④評価・見直し

1～2か月に一度行うケース会において、支援や合理的配慮を行った時の行動観察の結果やそれぞれの立場から見た生徒の様子について情報交換を行った。生徒に対しても聞き取りやアンケートを行い、生徒の思いや希望を確認した。そして、それらを基に支援や合理的配慮の内容等が適切であったか評価を行い、今後の支援や合理的配慮の内容等について、継続や変更、終了などの見直しを行う。協議した内容は個別の指導計画等に記載し、共通理解した上で、次の段階に向けた取組を始めた。

本生徒の授業中での様子や本人の意見から、英語の参考書の使用については、希望がある限りは継続して行うこととした。タブレット端末の音声教材の使用については、他生徒への配慮や授業の流れに合わないこともある等の理由により、本生徒の希望により通常の学級内では使用しなかった。しかし、実態に応じて適切な合理的配慮の提供を図るために、引き続き、その内容や方法の検討を行っていくこととした。同様に、数字や計算に限らず、文字の読み書きの困難さへの合理的配慮の必要性も確認され、PDCAサイクルのもと、課題として次の取組につなげていった。

## ② 合理的配慮の提供プロセスに関する研究

### (オ) 高等学校の入学試験を前提に実践した合理的配慮の学習評価の在り方の研究

対象生徒は、通常の学級に在籍している中学校2年生の生徒である。学習障害の診断があり、小学校から通級による指導を受けている。

保護者や児童に関わりのある教職員が連携して、個別の指導計画等を作成し、共通理解して支援や合理的配慮を行った。また、高等学校入学を見据えて、本生徒の思いを大切にしながら、意欲的に学習を進める姿勢を育んだ。なお、全般において、地域の特別支援教育のセンター的機能のある特別支援学校や教育支援専門員と連携して取り組んだ。

#### ①実態把握、計画

保護者は本生徒の様子や高等学校への進学について心配しており、当該中学校はもちろん、特別支援学校とも連携し、協力して支援等に関わっていた。中学校では、保護者の希望も踏まえ、特別支援教育コーディネーターを中心に、通常の学級担任や通級指導担当者、特別支援学校教育相談担当で、2か月に1回程度校内支援委員会を開いた。ここでは、本生徒の観察やノート・テスト等の教材から実態把握を行い、それらをもとに高等学校入学を見据えた長期目標と、学期ごとの短期目標を立てた。そして、その目標を達成するための支援や合理的配慮について検討し、個別の教育支援計画等に明記した。また、検討された内容は、校内の教職員で共通理解する機会を設け、学校全体で支援や合理的配慮を行えるような校内支援体制の構築を図った。

本生徒は、読み書きや文章読解に困難が見られ、字形を整えて書いたり、適切な文法で文章を書いたりすることが苦手であった。また、文章の読み取りに時間がかかり、通常学級の授業のスピードについて行けなかったり、授業内に課題が終わらなかつたりすることが多かった。一方で、聴覚優位の様子が見られ、見るより聞いて理解することの方が得意な様子であった。これらの実態を踏まえ、個別の教育支援計画等では、読み書きに関することの支援を通級による指導において行うことを確認した。また、本生徒のつまずきに応じた支援を通して、高等学校入学を見据えた合理的配慮について検討していくこととした。

#### ②実践

各教科の授業や通級による指導での支援や配慮、その時の様子について記録を残し、本生徒に関係する教職員で情報共有を行うなど、連携を図った。そして、高等学校入学を見据えた合理的配慮についての参考とした。

本生徒の読み書きが苦手な実態を踏まえ、通級による指導において、文法カードを使って文法の確認をしながら適切に文章を組み立てる学習に取り組んだ。また、タブレット端末に取り入れた音声教材を活用して文章読解に取り組んだ。さらに、各教科の課題について、通級指導担当者が問題文にルビ打ちをした上で読み上げも行い、本生徒がそれを聞いた上で解答する学習活動にも取り組んだ。課題にかける時間も、本生徒の取組に合わせて通常の時間よりも長く設定した。また、見え方への支援として、課題を拡大して示すことにも取り組んだ。

それぞれの支援により、本生徒は意欲をもって積極的に学習に取り組むことができた。課題の読み上げによって、長文でも内容を理解しやすくなり、解答できる問題も増えた。課題の拡大も、文章を捉えやすくするために有効なようだった。さらに、本生徒に合わせて課題に取り組む時間を調整したことにより、本生徒は安心して学習に取り組むことができた。これらの支援の内容や取り組んでいる様子は、通級指導担当者が毎回記録し、保護者や担任、管理職等と共有した。そして、本生徒からも支援の内容について、取り組みやすさや今後の希望等について

て聞き取りを行い、今後の合理的配慮の参考とした。

### ③評価・見直し

中学校の定期試験前には、合理的配慮の有無や内容の確認を行った。また、本生徒にとって必要な配慮として適切かどうか評価するための振り返りも行った。さらに、教育支援専門員からの助言を参考に、高等学校入学に向けての合理的配慮を検討した。

通級による指導での支援やその成果を受け、校内支援委員会において定期試験の合理的配慮について検討した。同時に、その提供について、保護者や本生徒からの希望の有無を確認し、希望するとの意向を受け、定期試験で合理的配慮を行った。その内容は、試験問題へのルビ打ち、問題文の読み上げ、問題文の拡大、試験時間の延長であった。読み上げや試験時間の差異から、試験は通常の学級ではなく、別室で行った。合理的配慮の提供に関しては、校内の全教職員や他の生徒の理解を得ながら行った。試験では、生徒は意欲的に懸命に取り組み、満足した様子であった。

校内支援委員会では、これらの合理的配慮が本生徒のつまずきに合っていることやその有効性について評価された。一方で、よいと思われること全てに取り組むのではなく、本生徒の実態把握や取組の観察、合理的配慮による成果、本生徒や保護者の意見等を踏まえ、本当に適切に必要な合理的配慮であるかどうか考えて行くことが大切であるとの意見も出た。

## 5. 今後の課題と対応

- ・ 個別の教育支援計画等の作成について、保護者の理解や同意を得られず、作成がなかなか進まず、十分な支援体制が整わない場合があることが課題である。当県では、まずは校内の教職員が適切に特別支援教育について理解することが有効と考え、教育支援専門員の学校巡回や特別支援教育コーディネーターの連絡協議会の機会を活かし、校内の特別支援教育の推進や、個別の指導計画等の作成・活用について理解を促している。
- ・ 未だに合理的配慮の実践事例が少なく、高等学校における支援や配慮についても十分に実践がまとめられていない現状である。特別支援学級や通級指導教室など、特別な教育の場で行う支援と違い、通常の学級内や高等学校の入学試験時にどのような合理的配慮が考えられるのか、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」を活用するとともに、県内に周知し、実践につなげていきたい。
- ・ 他児童生徒とともに学ぶ機会を確保するためにも、別室や通級による指導ではなく、通常の学級での一斉指導においてできる合理的配慮の内容や、そのための環境整備、教材の確保、教職員や他生徒の理解についても検討していく必要がある。
- ・ 医療・福祉等の専門機関との連携は弱く、医療や福祉の見地から合理的配慮を捉え、多様な特性のある児童生徒への対応を考えるため、これらの専門機関との連携の強化を図りたい。
- ・ 高等学校入試に向けた合理的配慮については、よいと思われる内容の全てに取り組むのではなく、その有効性の評価の積み上げや内容の精査、検討を繰り返しながら、本当に適切なことを見出さなくてはならない。
- ・ 高等学校の入学試験は、高等学校の学校生活の第一歩であり、入学試験合格がゴールではない。入学試験での合理的配慮というのは、高等学校での学校生活を見据えた合理的配慮と考える。高等学校への支援や合理的配慮の引継ぎも見通し、生徒が高等学校で自己を活かしながら活動できるよう、小・中学校の段階からその在り方を考えていきたい。

## 6. 拠点校について

### (小学校)

拠点校名：坂井市立高椋小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	61	2	73	3	80	3	81	3	74	3	78	3
特別支援学級	2	-	1	-	6	-	1	-	2	-	1	-
通級による指導 (対象者数)		-		-		-		-	3	-		-
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育 支援員	スクールカウンセラー	その他	計	
教職員数	1	1	22	1	1	0	1	3	1	6	37	

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：3名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：学習障害

### (中学校)

拠点校名：勝山市立中部中学校											
	第1学年				第2学年				第3学年		
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数	学級数	
通常の学級	78		3		60		2		75	3	
特別支援学級	3		-		3		-		2	-	
通級による指導 (対象者数)	6		-		1		-		1	-	
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育 支援員	スクールカウンセラー	その他	計
教職員数	1	1	16	1	1	1	1	1	1	2	26

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害

### (中学校)

拠点校名：越前町立織田中学校											
	第1学年				第2学年				第3学年		
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数	学級数	
通常の学級	35		2		31		1		38	2	
特別支援学級	1		-		1		-			-	
通級による指導 (対象者数)			-		2		-		2	-	
	校長	教頭	教諭	養護教諭	講師	ALT	事務職員	特別支援教育 支援員	スクールカウンセラー	その他	計
教職員数	1	1	9	1	2	1	1	1	1	1	19

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：学習障害

## 7. 問い合わせ先

組織名：福井県教育委員会

- (1) 担当部署 福井県教育庁高校教育課 特別支援・発達障害児教育グループ
- (2) 所在地 福井県福井市大手3丁目17-1
- (3) 電話番号 0776-20-0571
- (4) FAX 番号 0776-20-0669
- (5) メールアドレス [y-maeda-68@pref.fukui.lg.jp](mailto:y-maeda-68@pref.fukui.lg.jp) (担当：前田由紀)